

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

○旅館業法施行条例の規定に基づく主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設の指定 (二〇〇・生活衛生課).....	1
○地籍調査の成果の認証(二〇一・農山村振興課).....	1
○道路の供用開始(二〇二・道路課).....	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可(二〇三・山本地域振興局建設部).....	2
○建築基準法による道路位置の指定(二〇四・仙北地域振興局建設部).....	2
公 告	
○秋田県診療情報共有化システム モニター環境整備業務についで企画提案書の提出(保健医療IT化推進チーム).....	3
○市町村営土地改良事業の施行の同意(北秋田地域振興局農林部).....	3
○土地改良区の合併の認可(由利地域振興局農林部).....	4
○土地改良区の役員の変更の届出(仙北地域振興局農林部).....	4
○農業委員会の交換分合計画の認可(仙北地域振興局農林部).....	4
○県営土地改良事業計画の決定(平鹿地域振興局農林部).....	4
教育委員会告示	
○教育委員会会議の開催(七・教育庁総務課).....	4
公安委員会告示	
○検定合格者審査の実施(四七・生活安全企画課).....	4
収用委員会公示送達	
○土地収用事件裁決書の公示送達.....	5

告 示

秋田県告示第二二二号

旅館業法施行条例(昭和三十三年秋田県条例第三十七号)第三条第一項第四号の規定により、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設を次のとおり指定したので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設の指定は、平成十九年五月一日から施行する。

旅館業法施行条例の規定に基づく主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設の指定(昭和四十六年秋田県告示第五十号)は、廃止する。

平成十九年四月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十二条の二に規定する専修学校(専門課程のみを置くものを除く。)及び同法第八十三条第一項に規定する各種学校
- 二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項に規定する公の施設のうち青少年教育施設及びスポーツ施設
- 三 児童相談所
- 四 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項第一号に規定する職業能力開発校
- 五 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)第十五条第一項に規定する勤労青少年ホーム
- 六 公園(自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第二条第一号に規定する自然公園を除く。)

秋田県告示第二二二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一(一) 調査を行った者の名称
鹿角市
- 二(一) 成果の名称
鹿角市の地籍図及び地籍簿
- 三(一) 測量及び調査を行った地域
鹿角市大字花輪・十和田錦木・十和田毛馬内の各一部
- 四(一) 実施年度及び認証面積
平成十七年度及び平成十八年度
三・八三平方キロメートル
- 五(一) 認証年月日

- 二(一) 平成十九年三月二十六日
調査を行った者の名称
能代市
- 三(一) 成果の名称
能代市の地籍図及び地籍簿
- 四(一) 測量及び調査を行った地域
能代市大字二ツ井町の一部
- 五(一) 実施年度及び認証面積
平成十七年度及び平成十八年度
〇・一七平方キロメートル
- 六(一) 認証年月日
- 七(一) 調査を行った者の名称
湯上市
- 八(一) 成果の名称
湯上市の地籍図及び地籍簿
- 九(一) 測量及び調査を行った地域
湯上市大字天王の一部
- 十(一) 実施年度及び認証面積
平成十八年度
- 十一(一) 〇・六一平方キロメートル
- 十二(一) 認証年月日
- 十三(一) 調査を行った者の名称
大仙市
- 十四(一) 成果の名称
大仙市の地籍図及び地籍簿
- 十五(一) 測量及び調査を行った地域
大仙市大字協和境・協和船岡の各一部
- 十六(一) 実施年度及び認証面積
平成十六年度及び平成十八年度
二・九一平方キロメートル
- 十七(一) 認証年月日
- 十八(一) 調査を行った者の名称
横手市
- 十九(一) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- 二十(一) 測量及び調査を行った地域
横手市大字金沢中野の一部
- 二十一(一) 実施年度及び認証面積

- 二(一) 平成十九年三月二十六日
調査を行った者の名称
能代市
- 三(一) 成果の名称
能代市の地籍図及び地籍簿
- 四(一) 測量及び調査を行った地域
能代市大字二ツ井町の一部
- 五(一) 実施年度及び認証面積
平成十七年度及び平成十八年度
〇・一七平方キロメートル
- 六(一) 認証年月日
- 七(一) 調査を行った者の名称
湯上市
- 八(一) 成果の名称
湯上市の地籍図及び地籍簿
- 九(一) 測量及び調査を行った地域
湯上市大字天王の一部
- 十(一) 実施年度及び認証面積

<p>申請者の住所及び氏名</p> <p>大仙市川目字月山十五番地九 有限会社良美工務店</p>	<p>道路の位置の指定箇所</p> <p>大仙市大曲飯田町三百一 番四</p>	<p>道路の延長</p> <p>二八・八八メートル</p>	<p>道路の幅員</p> <p>六メートル</p>	<p>平成十七年度及び平成十八年度 〇・一九平方キロメートル 認証年月日 平成十九年三月二十六日 調査を行った者の名称 横手市</p> <p>六(一) 成果の名称 横手市の地籍図及び地籍簿 測量及び調査を行った地域 横手市大字増田町亀田の一部 実施年度及び認証面積 平成十七年度及び平成十八年度 〇・五二平方キロメートル 認証年月日 平成十九年三月二十六日 調査を行った者の名称 横手市</p> <p>七(一) 成果の名称 横手市の地籍図及び地籍簿 測量及び調査を行った地域 横手市大字平鹿町浅舞・平鹿町中吉田の各一部 実施年度及び認証面積 平成十七年度及び平成十八年度 二・〇四平方キロメートル 認証年月日 平成十九年三月二十六日 調査を行った者の名称 横手市</p> <p>八(一) 成果の名称 横手市の地籍図及び地籍簿 測量及び調査を行った地域 横手市大字雄物川町大沢の一部 実施年度及び認証面積 平成十七年度及び平成十八年度 一・四九平方キロメートル</p> <p>(四) 成果の名称 横手市の地籍図及び地籍簿 測量及び調査を行った地域 横手市大字山内筏の一部 実施年度及び認証面積 平成十七年度及び平成十八年度 〇・三六平方キロメートル 認証年月日 平成十九年三月二十六日</p> <p>(五) 認証年月日 平成十九年三月二十六日</p>	<p>九(一) 認証年月日 平成十九年三月二十六日 調査を行った者の名称 横手市</p> <p>(一) 成果の名称 横手市の地籍図及び地籍簿 測量及び調査を行った地域 横手市大字十文字町・十文字町仁井田の各一部 実施年度及び認証面積 平成十七年度及び平成十八年度 〇・二六平方キロメートル 認証年月日 平成十九年三月二十六日 調査を行った者の名称 横手市</p> <p>(二) 成果の名称 横手市の地籍図及び地籍簿 測量及び調査を行った地域 横手市大字山内筏の一部 実施年度及び認証面積 平成十七年度及び平成十八年度 〇・三六平方キロメートル 認証年月日 平成十九年三月二十六日</p> <p>(三) 成果の名称 横手市の地籍図及び地籍簿 測量及び調査を行った地域 横手市大字山内筏の一部 実施年度及び認証面積 平成十七年度及び平成十八年度 〇・三六平方キロメートル 認証年月日 平成十九年三月二十六日</p> <p>(四) 成果の名称 横手市の地籍図及び地籍簿 測量及び調査を行った地域 横手市大字山内筏の一部 実施年度及び認証面積 平成十七年度及び平成十八年度 〇・三六平方キロメートル 認証年月日 平成十九年三月二十六日</p> <p>(五) 認証年月日 平成十九年三月二十六日</p>	<p>秋田県告示第二二二号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。 平成十九年四月三日</p> <p>一 供用開始の区間 秋田県知事 寺 田 典 城</p>	<p>一 一般国道百七号 六番三地从先から二六番三地从先まで</p> <p>二 供用開始の期日 平成十九年四月三日 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間 (一) 場所 建設交通部道路課 (二) 期間 平成十九年四月三日から同月十六日まで</p> <p>秋田県告示第二二三号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 平成十九年四月三日</p> <p>一 施行者の名称 秋田県知事 寺 田 典 城 能代市 二 都市計画事業の種類及び名称 二ツ井都市計画公園事業四・四・一号二ツ井中央公園 三 事業施行期間 平成十五年四月二十二日から平成二十年三月三十一日まで 四 事業地 (一) 収用の部分 秋田県能代市二ツ井町字上台、字下野川端及び下野地内 (二) 使用の部分 秋田県能代市二ツ井町字上台、字下野川端及び下野地内</p> <p>秋田県告示第二二四号 建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。 平成十九年四月三日</p> <p>秋田県知事 寺 田 典 城</p>
--	---	-------------------------------	---------------------------	--	--	---	--

代表取締役 上野 良 美

公 告

秋田県診療情報共有化システム モニター環境整備業務について
企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。
平成十九年四月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 企画提案書の提出を求める事項

(一) 企画提案書の提出を求める業務(以下「公告業務」という。)の名称

秋田県診療情報共有化システム モニター環境整備業務

(二) 公告業務の内容

県内の各医療機関が個々に保有している診療情報を共有化し、医療の質の向上と地域医療連携体制の強化を図ることを目的に開発する診療情報共有化システム(以下「共有化システム」という。)のモニター(共有化システムの横手市での実証事業に参加する医療機関(中核的病院を含む。))において周辺機器を導入し、モニターがブラウザ(Internet Explorer)を通して共有化システムサーバーとのスムーズでセキュアな通信ができるよう設備整備を行う。

(三) 履行場所

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁本庁舎

(四) 履行期限等

モニターの選定及びモニターへの環境・意向調査の終了後に、保健医療IT化推進チームが指示する。

二 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる者以外のもので、企画提案書を提出することができる者に必要な資格(以下「提出資格」という。)を有すると知事に認定された者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していない者(その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。)

(三) 提出資格の認定の日において、県の指名停止措置を受けている者

三 提出資格の認定の手續

企画提案書を提出しようとする者は、次により知事に申請し、提出資格の認定を受けなければならない。

(一) 提出書類及び提出部数

次に掲げる事項を記載した提出資格認定申請書 二部

ア 住所又は所在地、氏名又は名称及び法人その他の団体にあつては代表者の氏名並びに電話番号

イ 申請の日までに履行した公告業務と同種又は類似の業務の履行内容

(二) 提出方法

持参すること。

(三) 提出期間

平成十九年四月三日(火) から同月九日(月) まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

(四) 提出場所

秋田市山王四丁目一番一号

秋田県健康福祉部医療課保健医療IT化推進チーム(電話番号〇一八八六〇一四二七)

(五) 企画提案書の提出手續

提出書類

次に掲げる事項を記載した企画提案書(A四判横長用紙、横書き、左とじ) 十部

ア モニター専用端末(ハードウェア及びソフトウェア)の内容

イ モニター専用端末(ハードウェア及びソフトウェア)の調達計画

ウ セキュリティシステムの概要

エ セキュリティシステムの開発・調達計画

オ モニター専用端末及びセキュリティシステムの保守及び維持管理の方法

※ 企画提案書には、経費の額及びその内訳が分かる見積書を添付すること。

(二) 提出方法

持参又は確実に到達する方法

(三) 提出期間

提出資格の認定の日から平成十九年四月十八日(水) まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五

時十五分までとする。

なお提出後における企画提案書及び添付書類の追加及び変更は認めない。

(四) 提出場所

三(四)に同じ。

五 最優秀提案者の選定等

(一) 選定方法

提出された企画提案書の審査を行い、最も優れた提案を行ったと認められる者(以下「最優秀提案者」という。)を選定する。

(二) 選定に際し審査する事項

最優秀提案者を選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。

ア 公告業務に関する仕様書の理解度及び企画提案書の内容の的確性

イ 公告業務の実施設計及び実施方法の妥当性

ウ 公告業務を履行する能力

エ 公告業務の履行に係る経費の額

(三) 選定の時期

選定は、平成十九年四月二十日(金) に行う。

(四) 選定の結果の通知

選定の結果については、書面により速やかに通知する。

六 公告業務に関する仕様書及び企画提案書記載要領の交付期間及び交付場所

三(三)及び(四)に同じ。

七 その他

(一) この公告に係る手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(二) 提出された企画提案書は、返却しない。

(三) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。

(四) 最優秀提案者の選定に際し、提案者に対して、企画提案書の内容について説明を求めることがある。

(五) 詳細は、実施要領等による。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、上小阿仁村から協議があつた土地改良事業(上小阿仁地区中山間地域総

合整備事業)の施行について、平成十九年三月二十六日同意した
ので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。
平成十九年四月三日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二
項の規定により、平成十九年四月一日土地改良区の合併を認可し
たので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十九年四月三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 合併により設立された土地改良区
にかほ市土地改良区
- 二 合併により解散した土地改良区
由利郡仁賀保町土地改良区
金浦町土地改良区
象潟町土地改良区

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六
項の規定により、大仙市西仙北土地改良区から次のとおり役員
の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告す
る。
平成十九年四月三日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名
大仙市北野目字走り二番地一 田村 新吉

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十八条第八
項の規定により、美郷町農業委員会から申請があった土崎小荒川
地区交換分合計画について、平成十九年三月二十七日認可したの
で、同条第十項の規定に基づき、公告する。
平成十九年四月三日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一
項の規定により、横手市増田町八木字屋布合百六十番地斎藤伝治
ほか十四名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地
改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し
次のとおり縦覧に供する。
平成十九年四月三日

一 縦覧に供すべき書類の名称 秋田県知事 寺田典城
県営土地改良事業(亀福地区公

害防除特別土地改良事業)計画書の写し
二 縦覧期間 平成十九年四月四日から平成十九年五月二日まで
三 縦覧場所 横手市役所十文字地域局、同増田地域局

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第七号

次のとおり教育委員会会議を開催する。
平成十九年四月三日

- 一 日時 平成十九年四月五日 午後四時
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件
(一) 平成十九年度秋田県教科用図書選定審議会委員の任命
(二) 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規
則案
(三) 秋田県文化財保護審議会委員の任命
(四) その他

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第47号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則
第5条に規定する審査(以下「検定合格者審査」という。)を
実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公
安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第9条
に基づき、公示する。
平成19年4月3日

- 1 検定合格者審査の種類及び実施日時
秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

警備業務の種類別	実施日時
空港保安警備業務1級	平成19年5月15日(火) 午前9時から正午まで
空港保安警備業務2級	
交通誘導警備業務1級	
交通誘導警備業務2級	

施設警備業務1級	平成19年5月15日(火) 午後2時から午後5時まで
施設警備業務2級	
貴重品運搬警備業務1級	
貴重品運搬警備業務2級	

- 2 実施場所 秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター
- 3 検定合格者審査の方法 学科試験及び実技試験により判定する。
なお、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験に合格し
なかつた者に対しては、実技試験を実施しない。
- 4 定員 各検定合格者審査ともに15人とする。
(先着順とし、定員に足り次第受付を締め切る。)
- 5 対象者 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に
関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧
検定規則」という。)の規定による検定(以下「旧検定」とい
う。)の空港保安警備、交通誘導警備、施設警備、貴重品運搬
警備に係る1級又は2級に合格した者(検定規則附則第7条第
2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される
者を除く。)
- 6 申請手続
(1) 受付期間 平成19年4月23日(月)から同月27日(金)までの午前
9時から午後5時まで
(2) 提出書類等
ア 検定審査申請書 1通
イ 審査申請書を提出する前6月以内に撮影した無帽、正面、
上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメ
ートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載し
たもの 1枚
ウ 旧検定規則第8条の合格証(以下「旧検定合格証」とい
う。)の写し 1通
エ 秋田県公安委員会以外の公安委員会が交付した旧検定合
格証を有する者については、住所を陳明する書面(住民
票の写し、運転免許証の写し等)又は秋田県内の営業所に

属することを疎明する書面（営業所所属証明書等）

オ 代理人が提出する場合は、本人の委任状

7 審査申請書の提出先

(1) 住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 秋田県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者で、秋田県内に住所がなくなり、かつ、秋田県内の営業所に属しない者については、県内いずれかの警察署

8 手数料

4,700円

検定審査申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、検定審査申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定合格者審査を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

9 その他

(1) 検定合格者審査に際しては、筆記用具及び運動靴（内履き）を持参すること。

(2) 検定合格者審査当日は、開始30分前から受付を開始するので、申請者は、旧検定合格証を係員に示して受付を終えること。

(3) 検定合格者審査について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話018-863-1111内線3043、3044）に問い合わせること。

収用委員会公示送達

収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第二項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当収用委員会事務局（秋田県建設交通部建設管理課）に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成十九年四月二十四日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成十九年四月三日

秋田県収用委員会会長 豊口 祐 一

一 事件名

市道飯島金足線（飯島工区）道路新設工事及びこれに伴う農業用道路付替工事に係る土地収用事件

二 送達すべき書類の名称

平成十九年三月二十二日付け秋収委―百三十三「裁決書」

三 送達を受けるべき者

住所不明

秋田県秋田市下新城笠岡字島下二番及び秋田県秋田市下新城笠岡字島下二十四番二の土地の所有者（別記のとおり）

別記

細谷 清二

住所不明（ただし、住民票では秋田市飯島松根東町二番八七号）

細谷 齋

住所不明（ただし、最後の住所は秋田市下新城笠岡字笠岡一〇一番地六）

宇佐美 敏

住所不明（ただし、最後の住所は愛知県岡崎市戸崎町字牛転一〇番地 和光寮）

宇佐美 忠

住所不明（ただし、住民票では秋田市高陽幸町一三番六号 花立荘）

井上ハルミ

住所不明（ただし、住民票では石川県加賀市山代温泉幸町五二番地）

青木 忠

住所不明（ただし、最後の住所は神奈川県横浜市緑区霧が丘二丁目十六番地四 並木ハイソ二〇一）

伊藤 秀勝

住所不明（ただし、住民票では埼玉県日高市大字高萩七〇一番地二三）

那部 エミ

住所不明（ただし、本籍地は秋田市土崎港西三丁目一〇八番地）

保坂 俊春

住所不明（ただし、最後の住所は宮城県桃生郡鳴瀬町牛網字四八八三五番地の六 渡邊 清得

住所不明（ただし、住民票では秋田市土崎港相染町字堂ノ後六番地二 第二東栄荘三号）

佐々木三男

住所不明（ただし、住民票では長野県長野市徳間一丁目一四号 丸安工業内）

佐々木廣行

住所不明（ただし、住民票では秋田市下新城笠岡字笠岡三〇七番地）

細谷 學

住所不明（ただし、住民票では秋田市下新城笠岡字堰場二六五番地の一）

佐藤 昇

住所不明（ただし、住民票では千葉県千葉市花見川区内山町八七番地 南ウエスト工業内）

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-863005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄